

要配慮者利用施設の管理者向け説明会

～水害・土砂災害への備えについて～



【開発建設部】

平成28年8月の台風10号により、岩手県の小本川が氾濫し、岩泉町の高齢者福祉施設で9名の方が亡くなるという甚大な浸水被害が発生したことを受け、国土交通省、厚生労働省、気象庁及び地方自治体と連携し、水害・土砂災害の危険性や適切な避難行動についての理解を深めていただくことを目的として、高齢者福祉施設などの要配慮者利用施設の管理者を対象とした説明会を開催することとなり、沖縄県でも5地区で開催しました。

説明会

沖縄総合事務局では、沖縄気象台及び沖縄県と連携し、沖縄県内の北部地区、中部地区、南部地区、八重山地区、宮古地区の5地区で2月15日から3月24日の間に順次説明会を開催し、全体で約680名の管理者などに参加いただきました。

沖縄総合事務局からは、国土交通省雨量計データ、河川水位データなどが入手できる「川の防災情報」や水害・土砂災害に対する対応などを紹介しました。

また、「水防法等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設については、避難確保計画を作成し、当該

市町村へ報告する義務が盛り込まれていることも紹介しました。

この他、沖縄県土木建築部からは、主要河川監視カメラのライブ画像などが入手できる「沖縄防災情報ポータル」や沖縄県内における水害・土砂災害の事例、沖縄気象台から、気象台の発表する気象情報や台風情報の見方などが紹介されました。

また、沖縄県子ども生活福祉部から、災害時の避難計画を充実させることの必要性などが紹介されました。

参加者からは、「常に気象情報に配慮し、自宅待機や早めの退所を促す」、「避難確保計画など参考になった」、「今後再点検をして訓練に生かしていきたい。」などの意見がありました。



H28台風10号で被災した高齢者福祉施設
(国土地理院撮影)



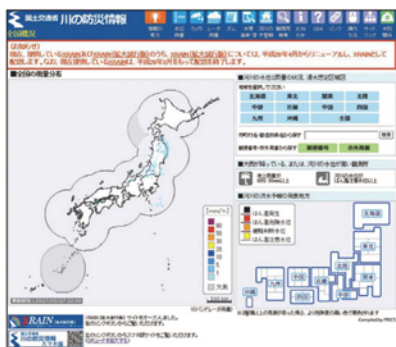
岩男技術管理官による主催者挨拶(南部地区)



説明会状況(南部地区)



沖縄県「沖縄防災情報ポータル」



国土交通省「川の防災情報」

最後に

要配慮者利用施設においては、台風などの荒天時には、市町村が発令する避難に関する情報を待つだけではなく、管理者や職員自ら雨量や河川水位などの情報を入手して、早めの避難行動につなげていただきたいと思います。

国土交通省「川の防災情報」：<http://www.river.go.jp/kawabou/ipTopGaikyo.do>
 沖縄県「沖縄防災情報ポータル」：<http://www.bousai.okinawa.jp/>